

こども未来会議設置要綱

令和2年	9月14日制定	2政計計第173号
令和3年	4月1日改正	3政計計第22号
令和3年	5月18日改正	3政計計第114号
令和3年	7月26日改正	3政計計第200号
令和3年	11月5日改正	3政計計第322号
令和4年	4月11日改正	4子子企第43号
令和4年	11月1日改正	4子子企第440号
令和5年	4月14日改正	5子企企第72号
令和6年	11月28日改正	6子企企第540号

(設置の目的)

第1条 「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として、「こども未来会議」を設置する。

(組織)

第2条 こども未来会議は、別紙のこども未来会議委員をもって組織する。

- 2 こども未来会議に座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。

(招集等)

第3条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、こども未来会議委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 こども未来会議委員及び前項により座長の求めに応じた者が会議への出席等、こども未来会議に係る用務を行った場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開で行う。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、非公開とすることができる。

- 2 会議の資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 こども未来会議の庶務は、子供政策連携室企画調整部において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども未来会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

(オンラインによる会議)

第7条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第3条第2項及び第3項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

「こども未来会議」委員

(令和6年12月1日現在)

学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授	秋田 喜代美
株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員	池本 美香
国連子どもの権利委員会委員、弁護士	大谷 美紀子
芸人・プロデューサー	古坂大魔王
一般社団法人たすけあい 代表理事	田中 れいか
東京学芸大学理事、神戸親和大学理事・学長	松田 恵示
認定特定非営利活動法人カタリバ 文京区青少年プラザ b-lab 館長	山本 晃史

(敬称略)